

第 10 回「県と市町村との協議の場」 次 第

日 時 平成 27 年 11 月 24 日 (火)

15 時から 17 時まで

場 所 県庁議会棟第 1 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

「移住・二地域居住の推進」、「企業・人材の誘致」に係る検討状況について

【資料 1】【資料 2】

(2) 意見交換

《テーマ》

「みんなで支える子育て安心県づくり」

【資料 3】【資料 4】

4 その他

5 閉 会

## 第10回「県と市町村との協議の場」出席者名簿

平成27年11月24日

### 長野県

知事	阿部 守一
副知事	太田 寛
副知事	中島 恵理
教育長	伊藤 学司
企画振興部長	小岩 正貴
県民文化部長	青木 弘
こども・若者担当部長	山本 京子
健康福祉部長	小林 透
産業政策監兼産業労働部長	石原 秀樹
雇用・就業支援担当部長	山本 智章

### 長野県市長会

会長	三木 正夫	須坂市長
副会長	牧野 光朗	飯田市長
理事（総務文教部会長）	小口 利幸	塩尻市長
理事（社会環境部会長）	牛越 徹	大町市長
理事（経済部会長）	花岡 利夫	東御市長
理事（建設部会長）	柳田 清二	佐久市長

### 長野県町村会

会長	藤原 忠彦	南佐久郡川上村長
副会長	伊藤 喜平	下伊那郡下條村長
副会長	羽田 健一郎	小県郡長和町長
理事（総務文教部会長）	久保田 勝士	上高井郡高山村長
理事（建設部会長）	佐々木 定男	南佐久郡佐久穂町長
理事（産業経済部会長）	平林 明人	北安曇郡松川村長
理事（社会環境部会長）	高坂 宗昭	上伊那郡飯島町長

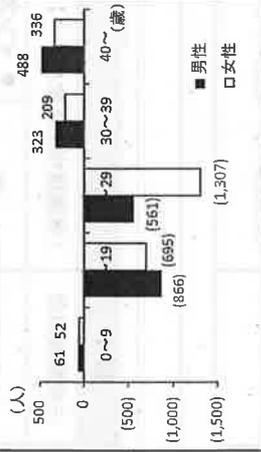
# 移住・二地域居住の促進 ～若者の県内就業促進(中間報告)～

若者の県内就業促進ワーキンググループ

## 経過

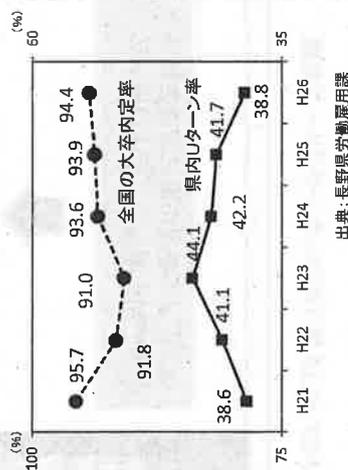
- H27.5.28 第9回県と市町村との協議の場  
検討テーマ: 移住・二地域居住の推進  
論点: 若者の県内就業の促進
- H27.8.11 第1回ワーキンググループ会議
- H27.10.9 第2回ワーキンググループ会議

## 社会動態(H26)

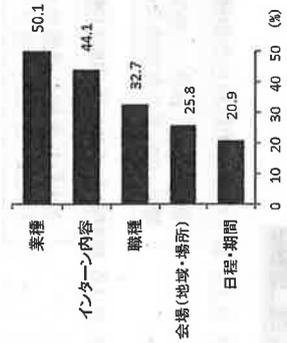


## 大学生の就職意識調査等

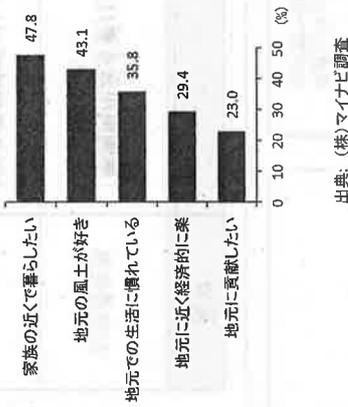
県外進学大学生のUターン就職状況



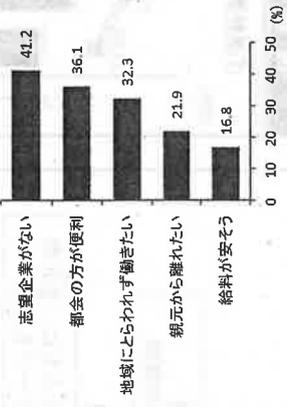
インターンシップ先を選ぶ際に重視すること



Uターン就職を決めた理由



Uターン就職をしない理由



## Uターン促進策の現状と課題

- 1 県・市町村が実施している施策
  - ・ 高校生の就業体験
  - ・ 大学の就職協定締結
  - ・ 地元企業の情報発信
  - ・ 合同企業説明会
  - ・ インターンシップ支援
  - ・ 奨学金の返還免除等
- 2 県総合教育会議での検討項目
  - ・ 産業別に、就業者数見込みや求められる人材の職種・専門性を検討する
  - ・ 求められる人材の育成・確保のあり方などについて検討する
  - ・ 産業界や地域との対話を継続し、高等学校における産業教育の充実に努める
- 3 課題
  - ・ 地元企業で働くことの魅力が伝わっていない
  - ・ 職場体験等により、県内企業を知る機会がない
  - ・ 景気回復に伴い大企業志向が高まっている



地元企業で働くこと  
に対する学生や親の  
意識変革が必要

## 今後の取組方針

信州に暮らし、県内企業で働くことで得られる充実感を学生やその両親に紹介する施策を産学官が連携して実施する

インターンシップの場を提供する企業等の  
発掘に努め、学校・学生に広く提供

上伊那地区をモデルケースにインターン  
シップや地元住民との交流の場を提供

＜関係各主体の役割分担＞

主体	役割分担
県	企業・地域と大学等をつなげ、インターンシップ等を通して人材育成を図る「信州産学官ひざぐりコンソーシアム」によるマッチング支援
市町村	インターンシップや職場体験を実施する企業の発掘及びコンソーシアムへの情報提供
産業界	インターンシップでの受入プログラムの充実

学生や親の意識変革を促す具体的な方法等について  
産学官が連携して引き続きWGで検討

# 移住・二地域居住の促進 ～空き家の有効活用による住まいの提供～

長野県空き家対策市町村連絡会ワーキンググループ

## 経過

H27. 5.28 第9回県と市町村との協議の場

検討テーマ：移住・二地域居住の推進  
 論点：空き家の有効活用による住まいの提供

H27. 6.15 長野県空き家対策市町村連絡会の設置

全市町村参加の連絡会を設置するとともに、空き家の利活用を検討するワーキンググループも設置

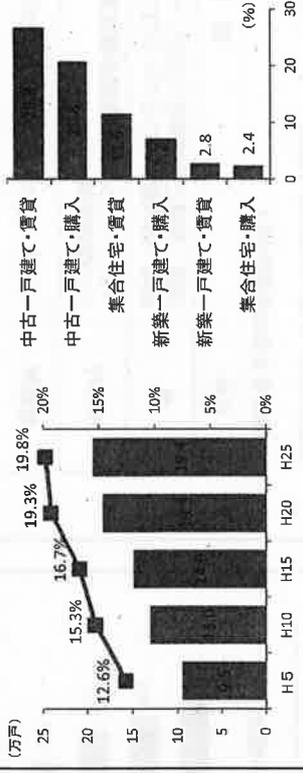
H27. 7.30 第1回ワーキンググループ会議

H27. 9.18 第2回ワーキンググループ会議

H27.10.18 第3回ワーキンググループ会議

## 現状

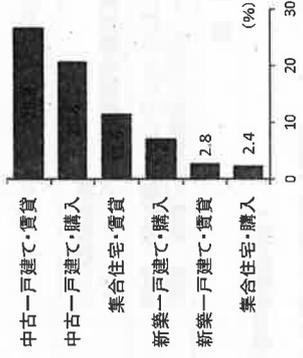
①長野県の空き家数・率の推移



出典：県主催移住セミナー参加者アンケート

平成25年の空き家は19.4万戸で、この20年間で倍増。空き家率は全国2位。

②移住希望者が求める住宅物件



出典：国土交通省「個人住宅の賃貸流通の促進に関する検討会報告書 平成26年3月」

③空き家が不動産市場に流通しない要因

- 貸すと戻ってこないのではとの不安感
- 借主と近隣の関係や、家を雑に扱われるのではとの不安
- 維持管理について相談相手がいらない
- 荷物等の片づけが面倒・費用がかかる
- 所有者が遠方(大都市部)に多く存在(所有者を特定しにくい)

## 所有者(貸主)に対する支援

空き家を不動産市場に流通させるための対応策は物件により異なる

- ① 物件の流通システムの整備
- ② 有効活用に向けた相談体制の整備
- ③ 放置物件所有者への支援

区分	支援策
①流通促進	「楽園信州空き家バンク」開設 (H27.8.7) 県・市町村と長野県宅地建物取引業協会が連携し、県内の住宅情報や移住支援策を一元的にサイトに提供
②相談体制	「空き家相談窓口」開設 (H27.11.2) 県・市町村と長野県建築士会をはじめ関係機関が連携し、県内12カ所にワンストップ相談窓口を設置
③支援	所有者に的確な情報(契約・税金・相続の基礎知識、賃貸した場合の収支見込み等)を提供するとともにサポート体制を整備

課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 全市町村での空き家の実態調査の実施(調査済市町村 25) (H27.10.1現在)</li> <li>◆ 県・市町村主導による建築士、司法書士、税理士など関係機関との連携</li> </ul>

長野県空き家対策市町村連絡会で所有者への支援方法を検討する

## 利用者(借主)に対する支援

個人住宅(特に戸建て)の質や内容、設備の状況は物件により大きく異なる

- ① 利用者への情報提供・相談体制の整備
- ② 物件の安心の担保

区分	支援策
①情報提供等	「楽園信州空き家バンク」「空き家相談窓口」(再掲)
②物件の担保	県 市町村 <ul style="list-style-type: none"> <li>● インスペクション、瑕疵保険料の補助検討</li> <li>● インスペクター(検査員)の育成</li> <li>● インスペクションを促進する上乗せ補助制度の創設・拡充を検討</li> </ul>



インスペクション実施箇所例

※ インスペクション(性能検査) 既存住宅の壁書、基礎のひび割れ、給排水管の漏れなどの現況調査。検査費用は約6~10万円。

## 県と市町村の連携による本社等の企業誘致について

産業労働部

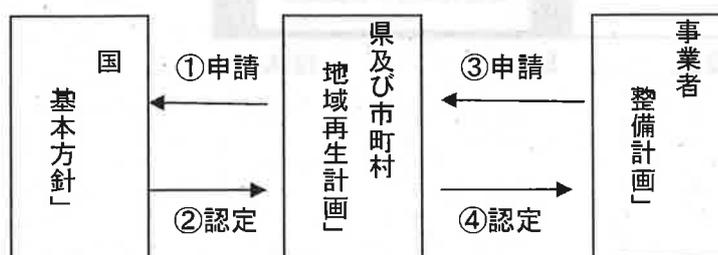
### I 現在までの取組み状況

#### 1 「地域再生計画」について

##### (1) 作成状況

- ・県と市町村が連携し平成 27 年 9 月 17 日付け、国に認定申請中。11 月末認定予定
- ・国の認定を受け、事業者からの計画認定申請を受付開始（支援策スタート）

（参考：事業スキーム）



##### (2) 「地域再生計画」の概要

- ・計画期間 認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- ・参加市町村 62 市町村（19 市 43 町村）
- ・検討中 15 町村（今後町村の意向を受け、追加していく）

#### 2 立地企業への支援策

##### (1) 法に基づく支援策

【国制度：オフィス減税＋雇用促進税制】

- ・建物等の取得価格に対し、特別償却又は税額控除
- ・増加雇用者等に対する税額控除

【県制度：11 月議会対応予定】

- ・不動産取得税・事業税・固定資産税の不均一課税

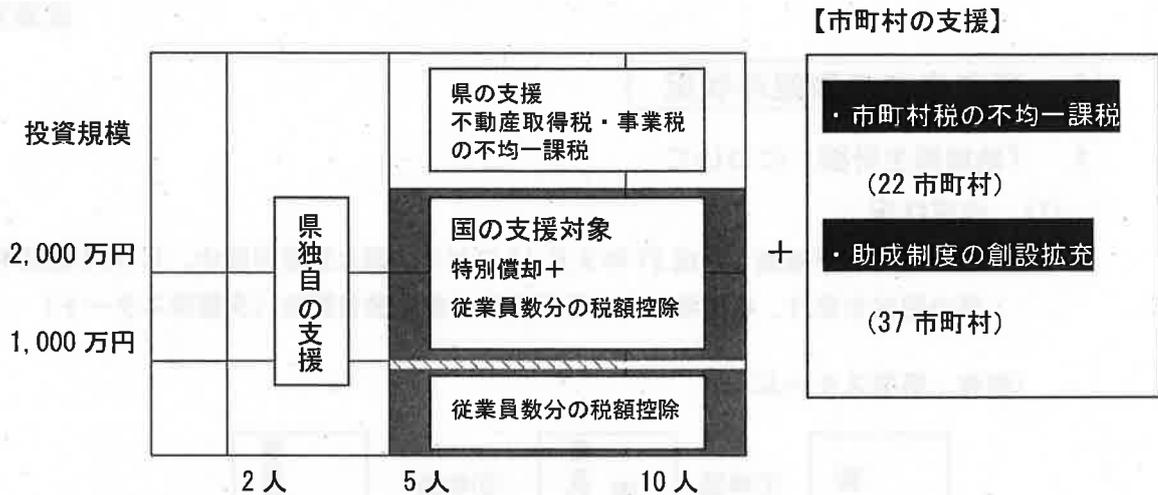
##### (2) 県独自制度の創設について（9 月補正予算）

###### ① 「本社等移転促進助成金」の創設

国の制度の対象とならない小規模な移転に対し、県独自の支援策を創設した  
対象施設：事務所、研究所、研修所（工場・営業所は含まない。）

- ア 施設助成 取得・賃貸等に対し不動産取得税相当額（上限 100 万円）助成
- イ 雇用助成 新規雇用者及び県外転入者に対し一人当たり 80 万円を助成

<助成対象者のイメージ（中小企業の場合）>



## II 今後の取組み

### 1 戦略的な企業誘致の実施

#### (1) ターゲット企業を明確にしたアプローチ

- ・企業データを活用し、市町村と県が連携しトップセールスや合同企業訪問

県出身役員がいる企業

県内に主力拠点のある企業と県外本社など

#### (2) 金融機関と連携した企業誘致

- ・金融機関のネットワークを活用した企業訪問・トップセールスなど実施

⇒幅広い情報を共有し、企業にアプローチ

#### (3) 「信州への立地」魅力発信のためプロモーションDVDを作成

### 2 長野県魅力発信立地セミナーの開催

- ・今年度－3月10日銀座NAGANOにおいて開催予定

- ・来年度－東京・名古屋・大阪にて開催予定

⇒知事からトップセールスし、長野県の優位性をPRし誘致へ

## 本社等の企業誘致について

産業労働部 産業立地・経営支援課

### 1 目的

地方創生の一環として、人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要

⇒地域再生法に基づく地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置付け、本社機能の移転・新增設等を行う事業者に対して支援措置する。

### 2 「地域再生計画」について

- ・平成 27 年 9 月 17 日付けで国に申請中。11 月末認定予定
- ・国の認定を受け、事業者からの計画を受付開始（支援策スタート）

(参考：事業スキーム)



### 3 立地企業への支援策

#### (1) 法に基づく支援策

【国制度：オフィス減税＋雇用促進税制】

- ・建物等の取得価格に対し、特別償却又は税額控除
- ・増加雇用者等に対する税額控除

【県制度：11 月議会対応予定】

- ・不動産取得税・事業税・固定資産税の不均一課税…詳細は別紙

#### (2) 県制度の創設について（9 月補正予算）

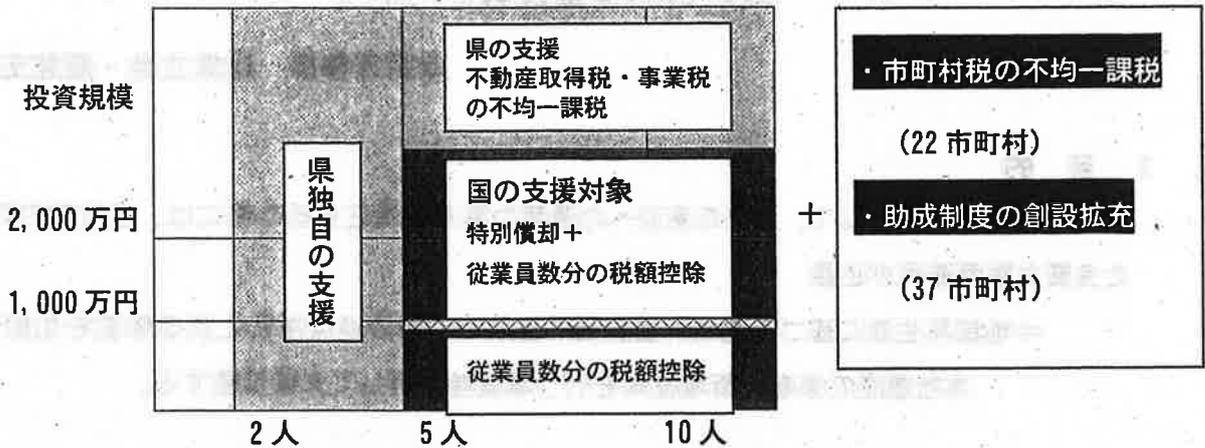
##### ① 「本社等移転促進助成金」の創設

国の制度の対象とならない小規模な移転に対し、県独自の支援策を創設した  
対象施設：事務所、研究所、研修所（工場・営業所は含まない。）

- ア 施設助成 取得・賃貸等に対し不動産取得税相当額（上限 100 万円）助成
- イ 雇用助成 新規雇用者及び県外転入者に対し一人当たり 80 万円を助成

<助成対象者のイメージ（中小企業の場合）>

【市町村の支援】



<参考>

他県の状況（平成27年9月29日現在）

○法人事業税

3年間 10% 課税	富山、石川
3年間 50% 課税	新潟
国の補填対象どおり（1年：1/2, 2年：1/4, 3年：1/8）	宮城、茨城、岐阜、三重など14県

○不動産取得税

10% 課税	宮城、茨城、新潟、富山、石川、福井、岐阜等19県
50% 課税	京都、兵庫

○固定資産税

国の補填対象どおり（1年：4/4, 2年：3/4, 3年：2/4）	新潟、富山、三重など
適用予定なし	18道県

4 今後の取組みについて

(1) 戦略的な企業誘致の実施

① ターゲット企業を明確にしたアプローチ

- ・企業データを活用し、市町村と県が連携しトップセールスや合同企業訪問

県出身役員がいる企業  
県内に主力拠点のある企業と県外本社など

② 金融機関と連携した企業誘致

- ・金融機関のネットワークを活用した企業訪問・トップセールスなど実施  
⇒幅広い情報を共有し、企業にアプローチ

③ 「信州への立地」魅力発信のためプロモーションDVDを作成

(2) 長野県魅力発信立地セミナーの開催

- ・今年度－3月10日銀座NAGANOにおいて開催予定
- ・来年度－東京・名古屋・大阪にて開催予定

⇒知事からトップセールスし、長野県の優位性をPRし誘致へ

## 本社等誘致に係る県税の不均一課税について

産業労働部 産業立地・経営支援課

### 1 地域再生法に基づく計画認定要件の概要

区分	① 移転型	② 拡充型
対象者	東京 23 区からの移転企業	県外からの移転企業（東京 23 区除く） 及び県内既存企業
対象期間	事業認定期間：平成 30 年 3 月 31 日まで （企業は、移転・拡充計画を事前に県の認定を受けることが必要） 事業実施期間：認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日を含む事業 年度まで（3 事業年度）	
認定要件	本社等（事務所、研究所、研修所（工場・営業所等は含まない））の従業員の数が <u>10 人（中小企業は 5 人）以上増加</u> ①移転型は、増加させる従業員数の過半数が東京 23 区からの転勤者であること	

### 2 県税の不均一課税について

区分	移転型	拡充型
要件	建物等（地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づくもの）の取得価額が 3,800 万円以上（中小企業者：1,900 万円以上）	
対象税目	事業税、不動産取得税、固定資産税	不動産取得税、固定資産税
県・減税率 （減収補填措置あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業税 95/100（3 年間）</li> <li>不動産取得税 95/100</li> <li>固定資産税 95/100（3 年間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取得税 95/100</li> <li>固定資産税 95/100（3 年間）</li> </ul>
補填の対象となる減税率 （補填率は 75%）	事業税（1 年目 1/2、2 年目 1/4、3 年目 1/8）、不動産取得税、固定資産税（4/4、3/4、2/4）	固定資産税（3/3、2/3、1/3） 不動産取得税

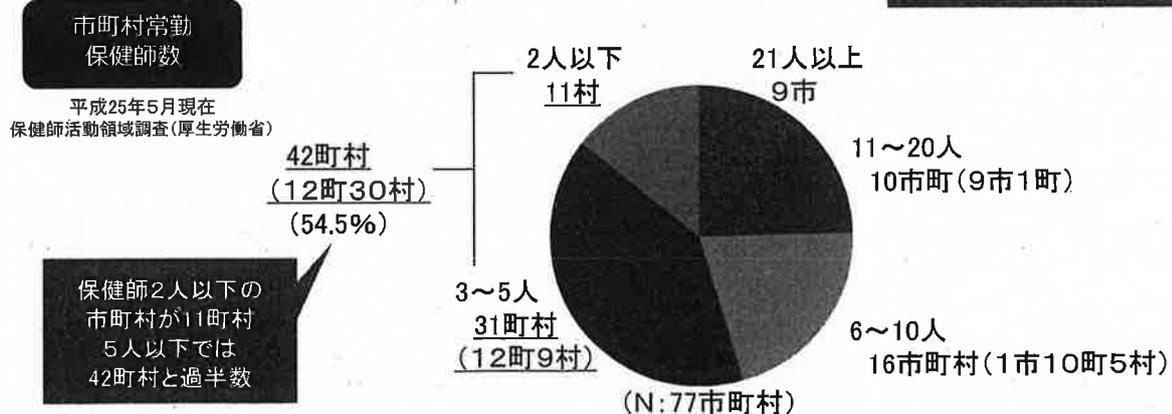
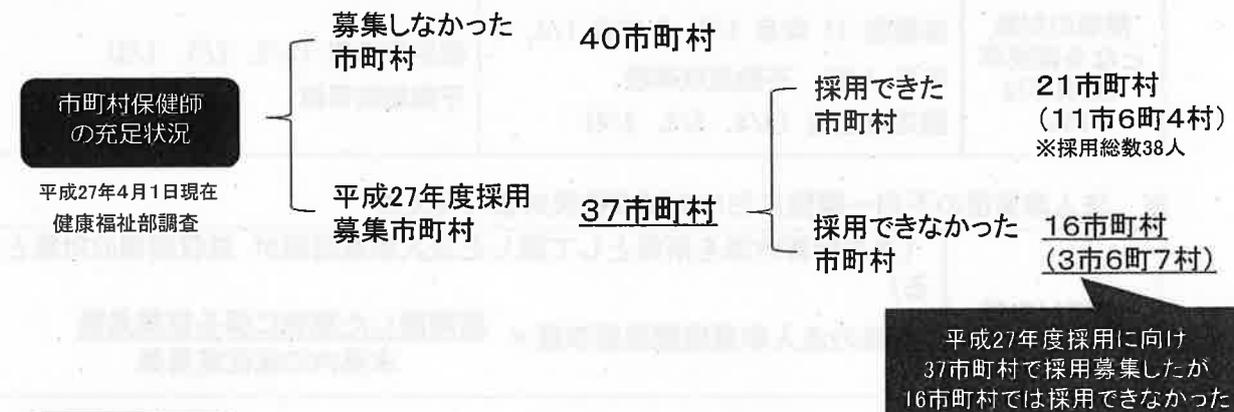
#### ※ 法人事業税の不均一課税における減収補填対象の考え方

減収対象額	<p>（次の計算方法を所得として課した法人事業税額が、減収補填の対象となる）</p> <p>当県の法人事業税課税標準額 × <math>\frac{\text{新增設した建物に係る従業員数}}{\text{本県内の総従業員数}}</math></p>
-------	---

## 医療・保健・福祉等人材確保の現状と課題

- 県内市町村の保健師確保等の状況
- 県内における保育士確保等の状況
- 県養成校卒業者の県内就職状況等
- 県内における医師確保の状況
- 市町村との医療保健福祉等人材共同確保策の検討について

### 県内市町村の保健師確保等の状況



## 県内における保育士確保等の状況

### 公立私立保育士の充足状況

平成27年4月1日現在  
県民文化部調査

充足している 44市町村

充足していない 33市町村

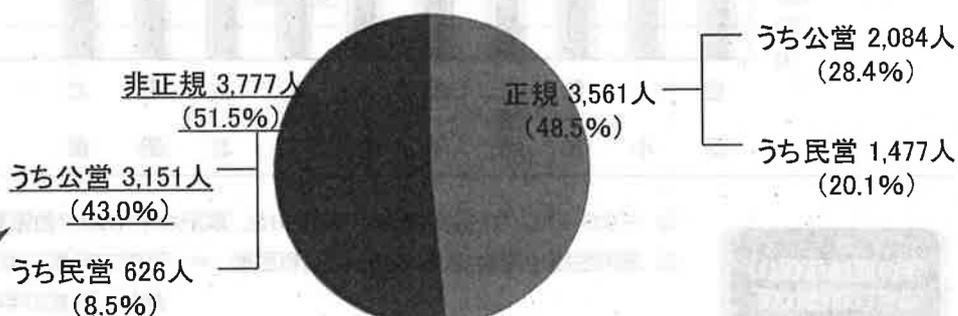
公立充足・私立不足 4市

公立不足・私立充足 4市町

公立・私立とも不足 25市町村

### 雇用形態別保育士数

平成26年4月現在  
県民文化部調査



N: 保育士総数7,338人

少子化傾向の中  
正規の採用は少なく  
非正規の割合が  
高くなっている

## 県養成校卒業者の県内就職状況等

### 保健師等養成

#### 県看護大学

平成27年度入学者 83人 うち県内出身者 54人 (65.1%)

平成26年度卒業生 86人 うち県内就職者 45人 (52.3%)

県外就職者 34人  
進学等 7人

うち保健師として  
就職1人

### 保育士等養成

#### 福祉大学校

平成27年度入学者 70人 うち県内出身者 70人 (100.0%)

平成26年度卒業生 63人 うち県内就職者 44人 (69.8%)

県外就職者 1人  
進学等 18人

うち保育所  
就職22人

### (参考) 看護師養成

#### 須坂看護専門学校

平成27年度入学者 28人 うち県内出身者 26人 (92.9%)

平成26年度卒業生 34人 うち県内就職者 30人 (88.2%)

県外就職者 3人  
進学等 1人

## 県内における医師確保の状況

平成24年12月31日現在の全国調査結果(厚労省)  
(単位:人)

全国	県合計	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信
【医師数】 288,850	4,508	440	301	423	253	299	36	1,478	103	1,038	137

【人口10万人当たり医療施設従事医師数】



### 県の医師確保に関する取組状況

- ◇ ドクターバンク成約実績 ⇒ 全国3位、累計80件(H25.7他県調査)
- ◇ 医学生修学資金貸与者のうち勤務医師 ⇒ 平成27年度には3名、その後、徐々に増加し平成37年頃には約80人まで増加
- ◇ 県内での臨床研修1年目医師数 ⇒ H25:102人、H26:120人、H27:135人

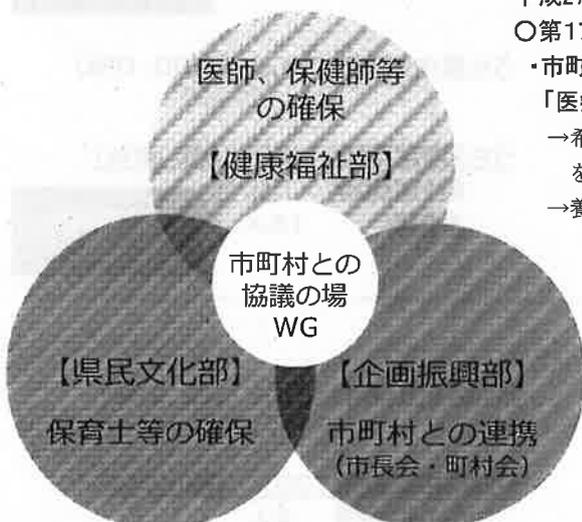
## 市町村との医療保健福祉等人材共同確保策の検討について

企画振興部  
県民文化部  
健康福祉部

### 目的

市町村においては、医師、保健師、看護師、保育士など保健福祉分野の専門職種の採用が困難な状況。既に、佐久圏域においては、圏域町村と県、関係機関が連携した保健福祉等人材確保策の検討を始めている。これらの取組を全県に拡大していくため、県と市町村との協議の場においてWGを立ち上げ、医療保健福祉等専門職種の人材確保の情報交換や連携を進めるとともに、共同採用や人事情報の共有化策等を研究。

### 役割



### 進め方

平成27年度～28年度

#### ○第1フェーズ

- ・市町村との協議の場において、「医療保健福祉等人材共同確保策検討WG(仮称)」を立ち上げ  
→希望する市町村と専門職種の採用や人事情報を共有できる常設の場を設置(医師確保への取組も併せて検討)  
→養成校等と県内外の人材確保の情報交換や連携を検討する場を設置



平成28年度以降

#### ○第2フェーズ

- ・県、市町村、関係機関が連携し採用募集等を共同実施
- ・圏域内市町村等による採用手続の一部共同化等を検討

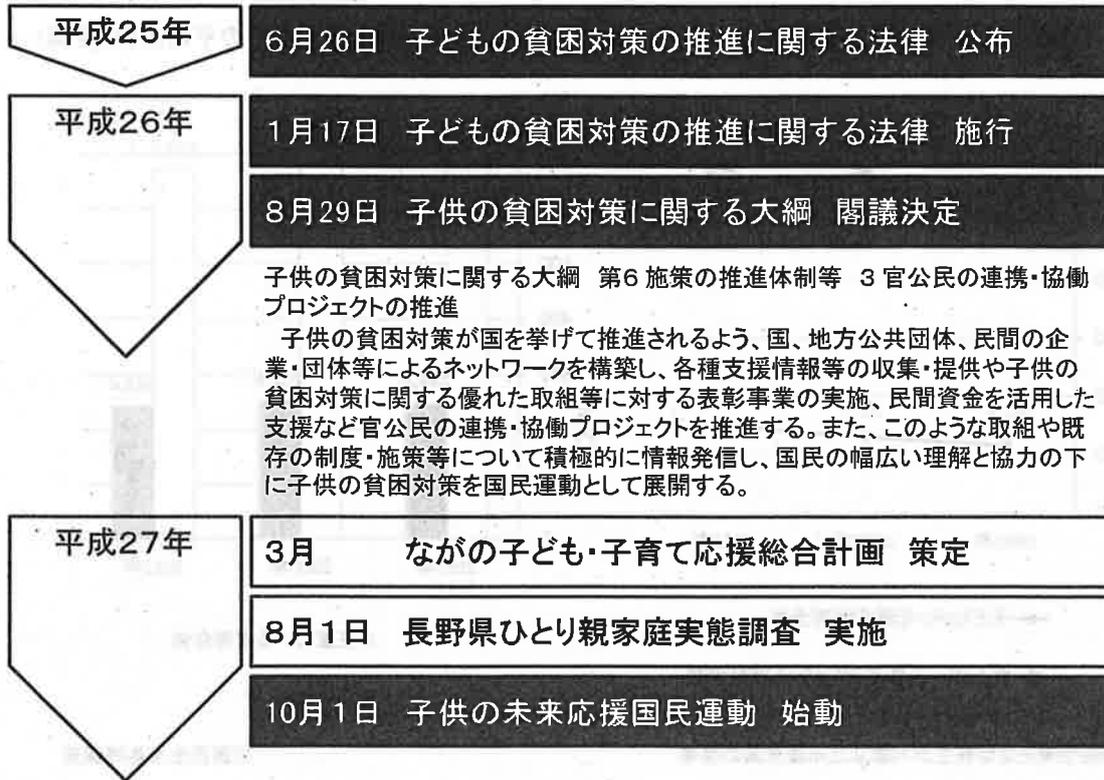
#### ○第3フェーズ

- ・圏域内市町村等による採用手続の一部共同化等(試行)
- ・医療保健福祉等専門職種の共同採用、人事の一元化等を研究

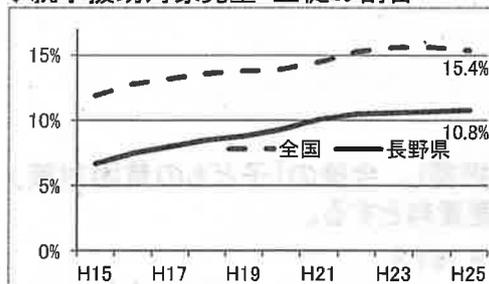
子どもの貧困率  
16.3%  
(2012年  
国民生活基礎調査)

資料 4

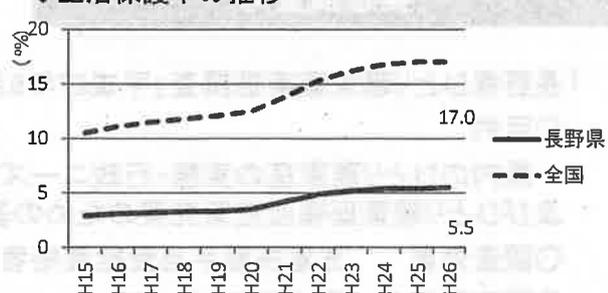
## 子供の貧困対策に関する主な経緯



◆就学援助対象児童・生徒の割合



◆生活保護率の推移



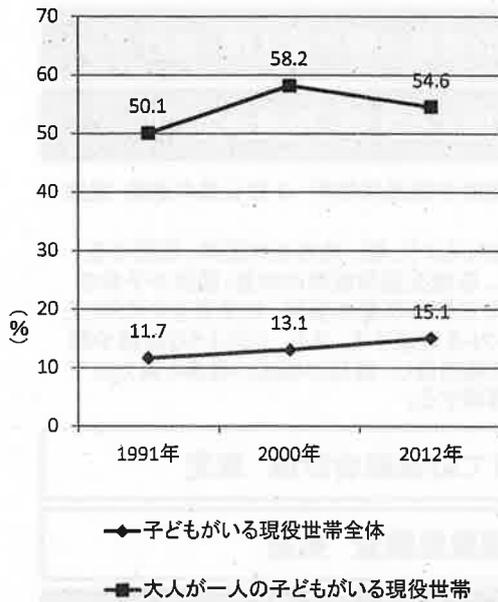
### 「ながの子ども・子育て応援総合計画」平成27年3月

有識者等からの聞き取りなどをもとに、庁内ワーキンググループで検討し、施策の方向性を盛り込む。

子育て・教育に伴う経済的負担の軽減	・第3子以降保育料の低所得者無償化(H27新規) ・飛び立て若者！奨学金(H27新規)
貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり	・ひとり親家庭への学習支援ボランティア事業(H27新規) ・地域未来塾(H27新規)
貧困による困難を抱える子どもたちへの支援	・子ども支援センター(H27新規) ・「長野県家庭的養護推進計画」(H27～15年間)
保護者の自立・就労支援と養育環境の整備	・信州パーソナルサポート事業(H27拡充) ・子ども・子育て支援新制度(H27本格実施)

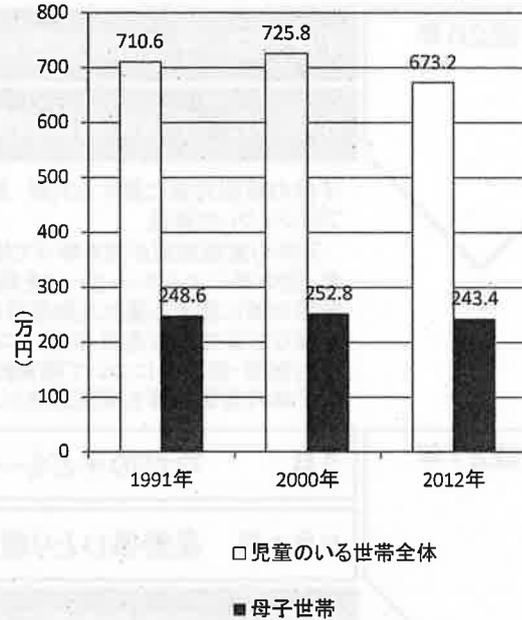
## 子どもを取り巻く厳しい現状

◆子どもがいる現役世帯の貧困率(全国)



※現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯

◆児童がいる世帯全体と母子世帯の平均所得(全国)



※国民生活基礎調査

## 実態調査等

「長野県ひとり親家庭実態調査」平成27年8月

○目的

県内のひとり親家庭の実態・行政ニーズを把握し、今後の「子どもの貧困対策」及びひとり親家庭福祉施策充実のための基礎資料とする。

○調査対象 児童扶養手当受給資格者:18,761人

○調査基準日 平成27年8月1日

○調査項目 家族の状況、就業の状況、収入等の状況、困りごと 等

○回収数 9,350(回収率49.8%) うち母子家庭8,697

「子どもの声 アンケート」

実態調査に併せ、小学校4年生～18歳の

・児童扶養手当受給家庭の子ども

・児童養護施設で暮らす子ども

・里親のもとで暮らす子ども を対象に、

・希望する職業 ・希望する進学先 ・希望を実現するために必要なこと 等のアンケートを実施(回収数 4,743)

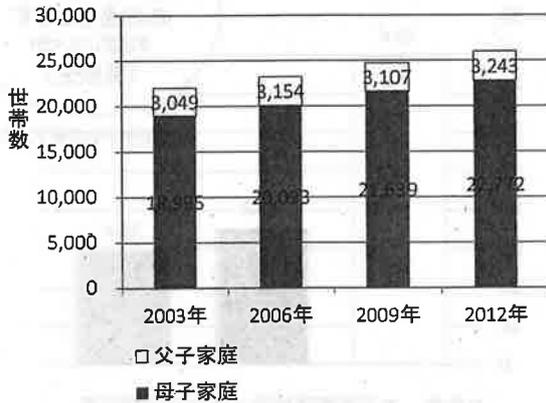
## 母子家庭の現状 <長野県>

ひとり親家庭は10年前の118%、母子家庭は10年前の120%

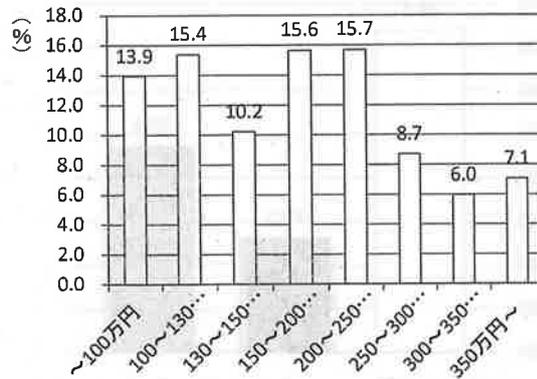
[長野県ひとり親家庭実態調査から]

- ①母子家庭の総収入額で最も多い区分は200～250万円
- ②母子家庭の55.2%が総収入額200万円未満

◆ひとり親家庭数の推移



◆母子家庭の総収入額(2014年)



※無回答を除くため合計が100%にならない

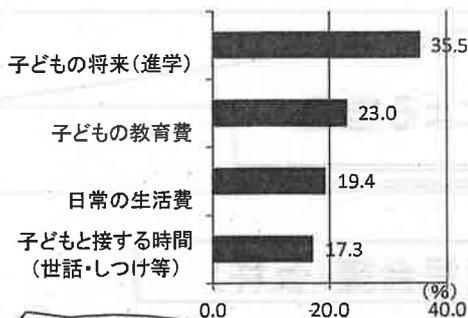
※長野県ひとり親家庭実態調査(児童扶養手当受給資格者家庭)

## 母子家庭の現状 <長野県>

[長野県ひとり親家庭実態調査から]

- ①子どもの将来(進学)、教育費に関する不安を感じている母子家庭が多い
- ②進学のための学費の貯金等に苦慮する母子家庭が45.8%

◆母子家庭で特に困っていること

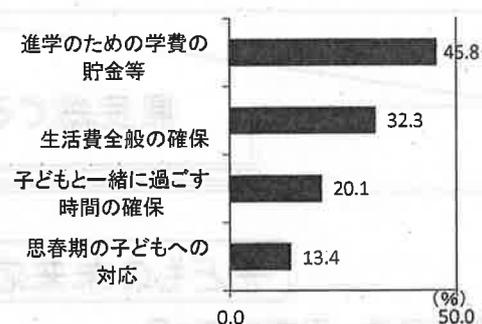


お金がないから  
将来の夢はかなわ  
ない(小学生)

お母さんが具合が悪くても会社に行く  
から体を壊さないか心配。お母さんに  
何かとお金を払ってもらおうのが申し訳  
ない(中学生)

※子どもの声アンケート

◆母子家庭で子育ての中で特にたいへんなこと



先生は「奨学金をもらって」と簡単  
に言うが奨学金はいつか返さ  
なければいけないから簡単には  
考えられない(高校生)

※長野県ひとり親家庭実態調査(児童扶養手当受給資格者家庭)

## 児童養護施設、生活保護世帯の子どもの進学率<長野県>

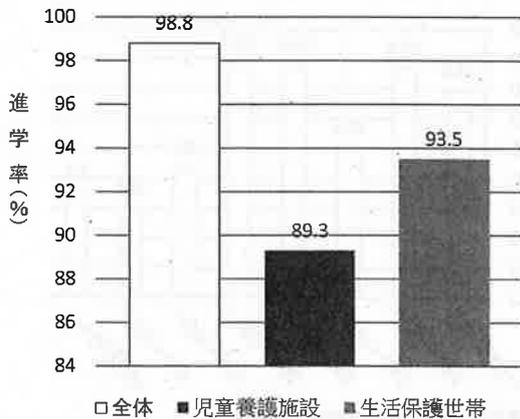
### ①中学校を卒業した子どもの進学率

全体 98.8% 児童養護施設 89.3% 生活保護世帯 93.5%

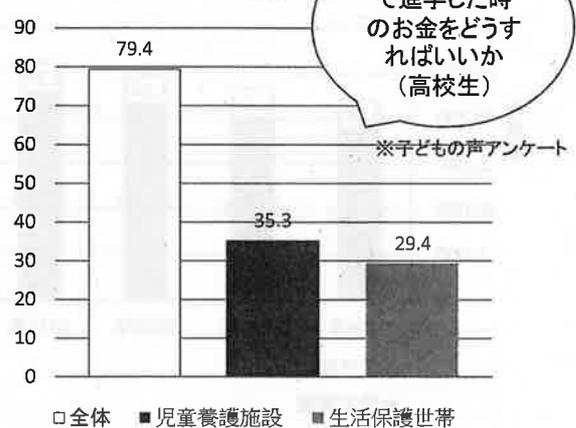
### ②高等学校卒業した子どもの進学率

全体 79.4% 児童養護施設 35.3% 生活保護世帯 29.4%

#### ◆中学校卒業後の進学率



#### ◆高等学校卒業後の進学率



※H25/H24進学者 ※学校基本調査、こども・家庭課、地域福祉課調べ

## 子どもの貧困対策として取り組むべき課題

- 経済的困難による子どもの選択肢の制限
- 世帯の経済力による「学力格差」
- 貧困を背景とした困難(不登校、中退等)
- 親を支える仕組みの弱さ

## 県民総ぐるみによる推進

### 子どもの未来応援県民会議(仮称)

- ・実施目途 平成28年4月
- ・構成団体(想定)
  - 行政機関(国、県、市町村)
  - 関係団体(保健医療、社会福祉、教育、経済労働、NPO)等

## 第10回「県と市町村との協議の場」における確認事項

長野県  
長野県市長会  
長野県町村会

- 1 報告事項については、次のとおり対応する。
  - (1) 「移住・二地域居住の推進（空き家の有効活用による住まいの提供）」、「企業・人材の誘致」（検討結果）について、了承する。
  - (2) 「移住・二地域居住の推進（若者の県内就業促進）」については、引き続き、ワーキンググループで整理した取組方針に基づく具体的な方法等の検討を進める。
  
- 2 今回のテーマについては、次のとおり対応する。
  - (1) 医療保健福祉等人材の確保に向け、県・市町村の事務レベルのワーキンググループを設置して検討を行うとともに、検討状況については、協議の場に報告し、了解を得るものとする。
  - (2) 子どもの貧困対策について、県と市町村が十分に意見交換を行いながら、具体的な取組を進めるとともに、「子どもの未来応援県民会議（仮称）」を設置し、県民総ぐるみで推進する。